

○ あなたの家にも住宅用火災警報器の設置が義務付けされています

## 目次

### 1 設置場所

#### (1) 寝室

#### (2) 階段

#### (3) 設置例

##### ア 2階建ての場合

##### イ 3階建ての場合

#### (4) その他

### 2 取付位置

### 3 種類、規格

### 4 点検・維持管理

### 5 住宅用火災警報器に関する Q&A

## 1 設置場所

火災予防条例の設置基準は、以下のとおりです。

### (1) 寝室

普段の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋など家族が就寝に使う部屋全てが対象となります。ただし、来客など一時的に就寝する部屋は「寝室」に該当しません。

### (2) 階段

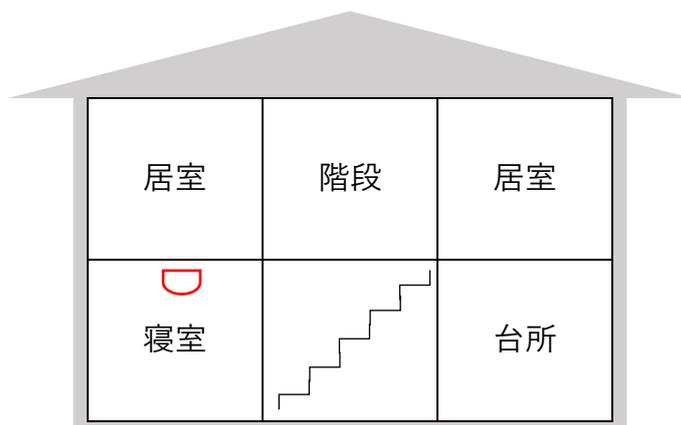
寝室がある階の階段上部に取り付けます。ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）、屋外階段は除きます。

### (3) 設置例

#### ア 2階建ての場合

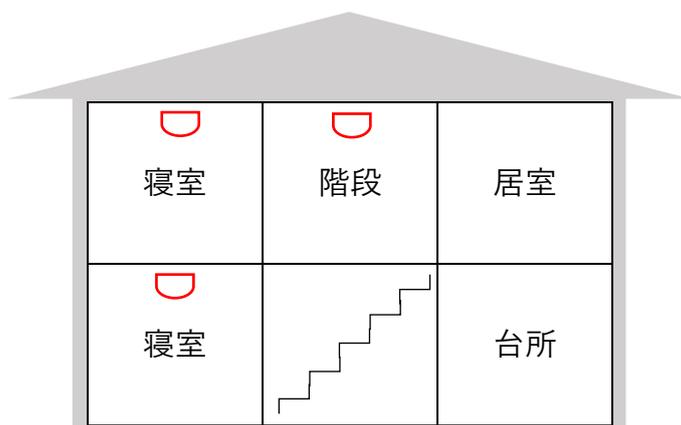
(例) 寝室が1階のみ

寝室に設置します。



(例) 寝室が1階と2階

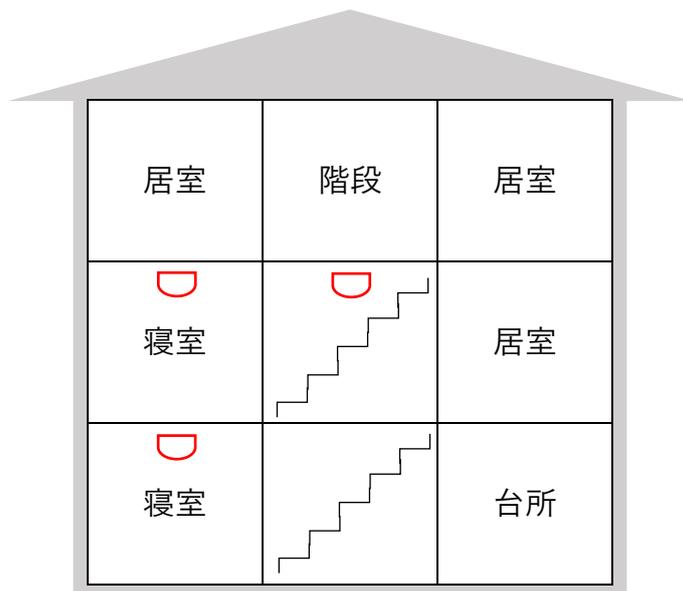
寝室と寝室のある階（避難階を除く）の階段に設置します。



イ 3階建ての場合

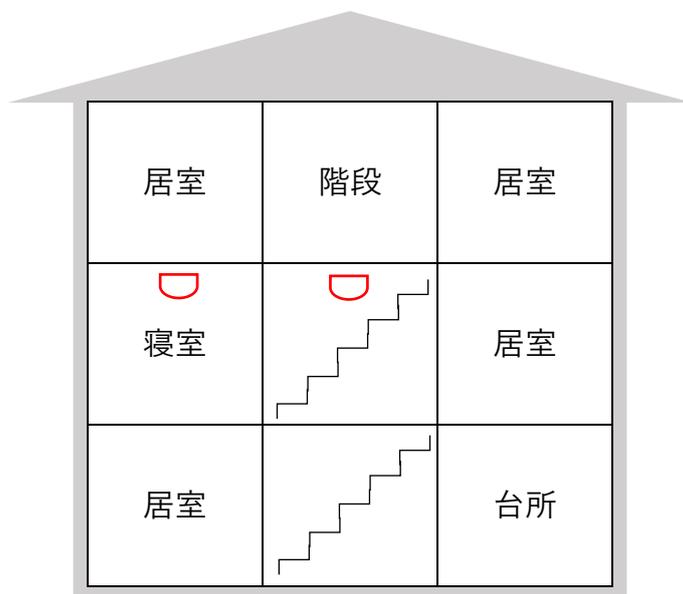
(例) 寝室が1階と2階

寝室と寝室のある階（避難階を除く）の階段に設置します。



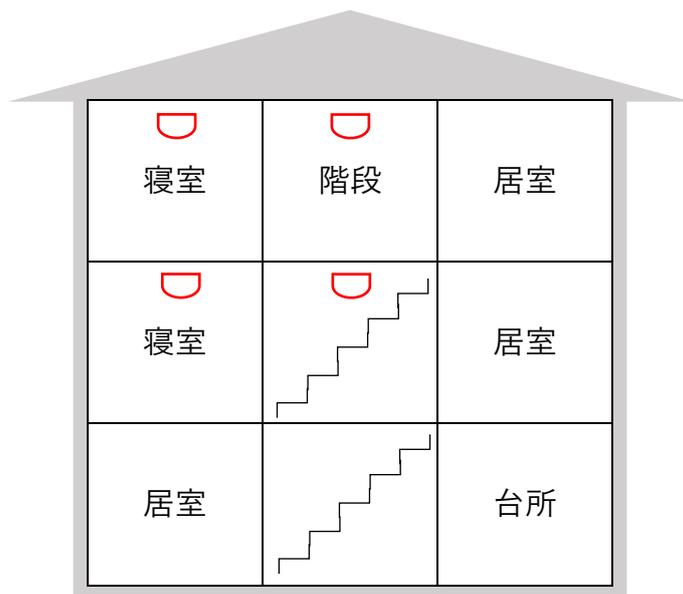
(例) 寝室が2階のみ

寝室と寝室のある階の階段に設置します。



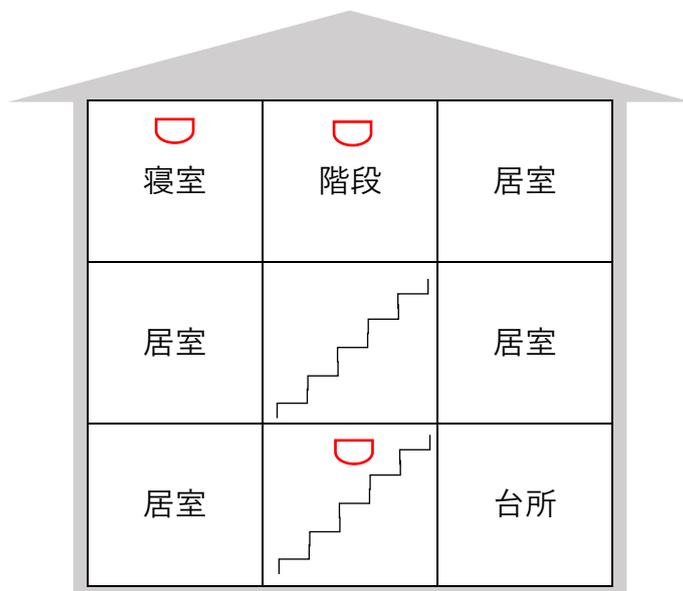
(例) 寝室が2階と3階

寝室と寝室のある階の階段に設置します。



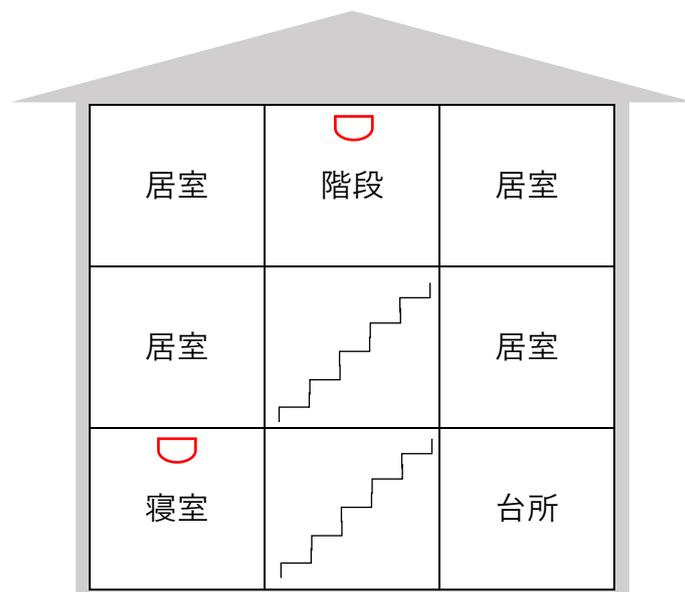
(例) 寝室が3階のみ

寝室と寝室がある階の階段のほか、寝室がある階から下方へ2階離れた居室のある階の階段に設置します。



(例) 寝室が1階（避難階）のみ

寝室と居室のある最上階（避難階から上方へ2階以上離れた階）の階段に設置します。



(4) その他

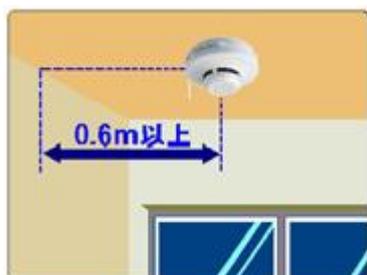
(1)、(2)、(3) 以外の階で、床面積が7㎡（4畳半）以上の居室が5部屋以上ある階の廊下、廊下がない場合は階段に設置します。

※居室とは、居住のために継続的に使用される部屋をいい、玄関、廊下、階段、押し入れ、物置、便所、浴室などは含まれません。

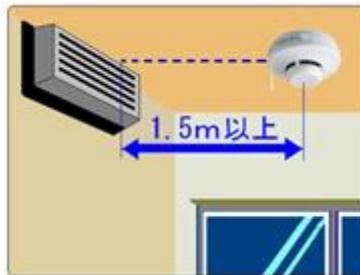
居室 (床面積7㎡以上)	居室 (床面積7㎡以上)	居室 (床面積7㎡以上)
階段 廊下		
居室 (床面積7㎡以上)	居室 (床面積7㎡以上)	居室 (床面積7㎡以上)

## 2 取付位置

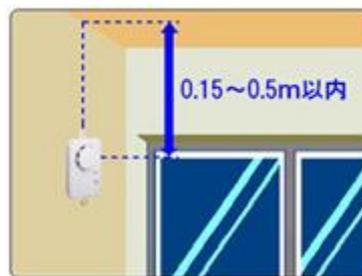
住宅用火災警報器等の取付位置は、次のとおりです。



天井に設置する場合



天井に設置する場合



壁に設置する場合

## 3 種類、規格

住宅用火災警報器には、煙式と熱式のものがあります。

煙式は、寝室や階段に設置してください。台所にも設置できます。

熱式は、台所や車庫に適しています。

その他に電源については、電池を使うタイプや、家庭内配線工事を必要とするタイプまたは家庭用電源を使いコンセントへ差し込むタイプ等があります。

火災を感知すると設置した全ての警報器が警報を発する連動タイプ。火災警報機能に加え、ガス漏れ検知機能や一酸化炭素の検知機能を備えた複合タイプもあります。

住宅用火災警報器は、日本消防検定協会の検定適合品としてマークを表示して販売されています。（平成26年4月法改正）



## 4 点検・維持管理

住宅用火災警報器が正常に機能するには維持管理が必要です。少なくとも年に2回は点検しましょう。例えば、毎年火災予防運動の時期に点検すると決めてはどうでしょうか。

点検方法は、本体のボタンを押すか、付属のヒモを引きます。

正常な場合は、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。反応しない場合は、「電池切れ」や「機器本体の故障」が考えられます。すぐに交換しましょう。

また、本体に汚れやホコリがついていると感知しにくい場合があります。

乾いた布で拭き取るなどしてください。

交換時期は、設置してから10年が目安です。新しいものに交換しましょう。

自動試験機能がある住宅用火災警報器は、電池の消耗、交換時期を知らせます。異常を知らせた場合は、新しいものに交換しましょう。



## 5 住宅用火災警報器に関する Q&A

Q. 現在、住宅用火災警報器を設置していません。罰則はありますか？

A. 罰則はありませんが、早期に住宅用火災警報器を設置しましょう。  
住宅用火災警報器設置の目的は、住宅火災からあなたの大切な家族やご自身の命を守ることにあります。また、初期消火等により火災の拡大を防ぐことにあります。

Q. 設置義務者はだれですか？

A. 住宅の関係者「所有者、管理者又は占有者」とされています。  
共同住宅など賃貸の場合は、この関係者のうちいずれかが設置する必要がありますので、家主又は管理を行っている不動産業者などへ問い合わせてください。

Q. 消防署で販売していますか？

A. 消防職員が一般家庭を訪問し住宅用火災警報器を直接販売することや、特定の業者に販売を委託することはありません。  
悪質な訪問販売が予想されます。服装や言葉などにごまかされないように注意して下さい。怪しいなと思ったら消防署に相談して下さい。

Q. どこへ行けば買えるのですか？

A. これから家を建てられる方は、住宅会社や工務店に相談してください。  
また、消火器などを取り扱う消防設備業者、ホームセンター、家電量販店、電器店などで購入できます。

Q. 自分で簡単に取付けられるのですか？

- A. 電池式のものは、ドライバー1本で簡単に取付けできますが、天井や壁の高い位置に取り付けるので注意が必要です。自信がない場合は購入店で相談してください。



- Q. 台所に設置は必要ないのですか。

- A. 若狭消防組合火災予防条例の設置の基準では、台所の設置義務はありません。しかし、設置をお勧めする場所です。設置の場合は、熱式の住宅用火災警報器をお勧めします。

- Q. 交換後の廃棄はどうすればいいですか？

- A. 交換した本体や電池は市町村条例に基づいて廃棄してください。

#### 各市町の廃棄方法

市町	本体	電池
小浜市	埋立ごみ	有害ごみ
若狭町（上中地域）	埋立ごみ	各地区の公民館の指定場所
高浜町	不燃ごみ	有害ごみ
おおい町	その他不燃物	有害ごみ

※電池は必ず本体から取り外してください。

※詳しくは、各市町へお問い合わせください。

※海外で生産された住宅用火災警報器の中には放射線源を用いた「イオン化式」と呼ばれるものがあります。「イオン化式」を廃棄する場合には、法令で定められた特別の廃棄処理が必要です。必ず販売店にご相談ください。